

# 第3章

## 我が国の貿易政策に関する各国の報告書等

本報告書は、我が国と貿易関係の深い国につき、その貿易政策・措置の問題点を我が国との貿易・産業に与える影響という観点から検討することを目的としており、そのため、我が国自身の問題は直接の検討対象とはなっていない。

しかしながら、諸外国が我が国の貿易政策に対して行っている批判を紹介することは、貿易政策・措置の問題点に対する読者の理解を助け

るものと考えられるため、WTO 貿易政策検討制度の対日審査における主な論点及び米、EU、中国の対日指摘部分の概要を以下に示すこととする。

もとより、これらの措置の選択基準は本報告書と異なっており、ここで取り上げたという事実は、日本政府がかかる批判、提案を認めたことを意味するものではない。

### 1. WTO 貿易政策検討制度 (TPRM : Trade Policy Review Mechanism) 対日審査における主な論点

(注) TPRM とは

各加盟国の貿易政策等を定期的に審査する GATT / WTO の制度で 1989 年から実施されている。

貿易額が上位の 4 加盟国 (EU は一つの加盟国として扱う。) は 2 年ごと、世界貿易主要国 (貿易額上位の 20 か国のうち、上位 4 加盟国を除く 16 か国) は 4 年ごと、その他の加盟国は原則 6 年ごとに審査を受ける。

我が国の審査については、貿易額が上位の 4 ケ国にあたるため、2 年ごとに開催され、過去 7 回実施されている。

以下に 2005 年 1 月 25 日、27 日の両日に行われた第 7 回 TPRM 対日審査の概要を紹介す

る。

#### (1) 概観

各国からこれまでで最多の約 480 問の書面質問が寄せられ、依然として質問数は多く、日本の経済・貿易政策に対する関心の高さが表れたものと思われる。

経済状況については、足許の経済回復は、数年来行われている構造改革や規制緩和によるものが大きいとの見方が表明され、日本政府の構造改革への努力を高く評価するとともに、政府による構造改革の継続に対する期待が寄せられた。直接投資については、対内直接投資の障壁を縮小する措置をとっていることが歓迎された一方で、障壁が残存しており、その縮小を求め

る発言もあった。

貿易政策に関しては、新ラウンドに積極的に参加していること、特に非農産品市場アクセス（NAMA）、ルール（アンチ・ダンピングを含む）、貿易円滑化等の各交渉分野での貢献を評価された。一方で、FTA/EPA の取組みについて、WTO 協定との関連に関する質問もあった。さらに、我が国の途上国支援に関しては、一般特惠関税（期間延長及び農産品中心に品目拡大）、アフリカ開発会議（TICAD）によるアフリカ支援に関する取組みが評価された。その他、貿易政策関係では、政府調達、衛生植物検疫措置（SPS）、貿易救済措置、知的財産権問題や基準認証制度等への発言があった。

分野別貿易政策については、農業分野に多くの関心が示された。農業生産の対 GDP 比率より農業の国内支持の対 GDP 比率が大きいことや、農産品の関税率が高くかつ非従価税対象品目が多い等、関税構造が複雑かつ不透明、輸入枠設置による市場アクセスの問題等が指摘された。その他、サービス分野での規制改革（金融、電気通信部門の規制改革、建築資材に掛かる基準の国際調和、カボタージュ規制の緩和等）に関する発言もあった。

## （2）経済政策

### ① 経済状況

日本経済が回復していることが、日本への輸出拡大を通じて世界経済の成長につながるものとして歓迎された。この回復の主因は、数年来行われている構造改革や規制緩和によるものが大きいとの見方が表明された。今後、成長をさらに持続させるために、小泉内閣の行っている一連の構造改革・規制緩和を着実に行之、一層改革を進めていくことに対する強い期待と支持が寄せられた。一方で、最近に入り各種経済指標をみると、日本経済が減速したのではない

との指摘もあった。

### ② 構造改革、規制改革

構造問題に関連して、巨額の財政赤字や公的債務について懸念が示された。また、規制改革については、独占禁止法の執行強化やエネルギー、電気通信での一層の自由化を期待する見方が表明された。さらに、郵政民営化について、改革への取組み事例として言及されたほか、各国から着実な推進に対する強い支持と期待が寄せられた。また、構造改革特区に関しては、経済活性化を推進するものであり、一層の進展に対する期待が寄せられた。

### ③ 対内直接投資

我が国が、対日投資ビジネス促進センターの設立など対内直接投資の障壁を縮小する措置を講じていると評価された。一方、外国からの投資について非効率な障壁があり、その縮小を求められた。

### ④ 貿易政策

#### （a）WTO・ドーハ開発アジェンダの交渉

ドーハ開発アジェンダ（DDA）における交渉に関しては、我が国の交渉への貢献（特に、非農産品市場アクセス（NAMA）、ルール交渉、貿易円滑化）について評価、期待する旨表明する声があった。また、農業交渉に関しては、多面的機能など日本の農業政策との共有点があり、農産物輸入国の関心事項が反映されるべき等、我が国と協調するコメントが出された一方、今次交渉を成功へ導くため、農業保護削減、貿易歪曲の措置の実質的な削減、開発途上国の産品の市場アクセスの改善等、我が国に対し、さらなる貢献を期待するコメントもあった。

#### （b）WTO と二国間・地域貿易協定

最近の我が国の二国間、地域アレンジメント

に関して、FTA/EPA 交渉の動向、FTA/EPA と多角的貿易体制の関係に関する我が国の考え方などについての質問があった。

#### ⑤ 途上国支援

開発途上国の多くの国々から、一般特惠関税期間延長、農産物等での品目拡充に対する評価のほか、アフリカ開発会議 (TICAD) を通じた我が国とのパートナーシップ及び技術支援の活動等に関する貢献を評価する指摘があった。

### (3) 貿易措置

#### ① 政府調達

日本の政府調達に関する問題は制度面であり、特に随意契約 (single tendering) が一つの大きな要因との指摘があった。更に、公共工事に係る契約に占める外国企業の比率は1%にも満たず、こうした現状を踏まえ、電子入札の活用等も含め、外国企業の比率を上げる計画はないか、といった疑問が提示された。

#### ② 知的財産権

特許登録に関する遅延が引続き多いとの指摘があったほか、知的財産保護政策が過度に制限的との指摘があった。

#### ③ 動植物検疫措置

動植物検疫措置について、各国から、我が国が必要以上の措置を行っているのではないかと指摘があった。

#### ④ その他

木材住宅のサイズに係る不必要な規制の撤廃や防火・耐火基準に係る更なる性能要件の導入等、関係規定が最新の諸実態を踏まえることを求める意見があったほか、建築資材に係る基準の国際調和について要請された。また、船籍に

第3章 我が国の貿易政策に関する各国の報告書等  
基づく海運カボタージュ規制の緩和、撤廃要請があった。さらに、今後の貿易救済措置の動向に関する懸念が表明されたほか、基準認証に関して、JIS 規格に関する外国試験データ受入れ要請があった。

### (4) 分野別貿易政策

#### ① 農業

##### (a) 農業政策一般

我が国の農政改革について各国の関心が高く、多くのコメントが出された。特に、日本の農業政策が国際市場を歪曲し、日本の消費者負担も高くなっていることや、高い保護水準は開発途上国に悪影響を与えており、改革が進められるべきであること、さらに、高関税により食料品価格が高くなっていること、自由化による食料輸入多様化を期待することなどの意見があった。

##### (b) 農産物関税

農産物関税に関しては、LDC 諸国産品に対する無税無枠の拡大に関して評価する意見があった一方、高関税による保護の存在、農産物関税の複雑なシステム、関税削減に関する問題などについてコメントがあった。

#### ② 水産物 IQ 制度等

個別事項として、WTO ルール交渉における漁業補助金に関する我が国の積極的な役割の期待や、我が国の水産物 IQ 制度についてのコメントがあった。

#### ③ サービス (電気通信)

金融分野、電気通信分野等に関して、前回TPR以降も更なる規制改革、市場開放が進んでいることの評価、期待が表明された。一方で、電気通信事業が1社による市場支配状態が継続している状況や、接続料の引き上げ及び移動体

事業者への免許付与の適時性・透明性の競争への影響、さらに固定市場と移動体市場で支配的

事業者の概念が異なることのコメントなどがあった。

---

## 2. 米国 USTR 年次外国貿易障壁報告書（日本部分）の概要

---

(注)「USTR 年次外国貿易障壁報告書」とは

正式名称は、「National Trade Estimate Report on Foreign Trade Barriers」。1988 年包括通商競争力法 1303 条及び 1304 条によって改正された 1974 年通商法タイトル I 第 181 条に基づき、毎年 3 月 31 日までに外国の貿易及び投資障壁について USTR が大統領及び議会に提出することになっているもの。

USTR は、スーパー 301 条に基づき、本報告書に指摘された事項を参考として、6 か月以内(1999 年 1 月に復活したスーパー 301 条手続では 1 か月以内)に優先外国慣行 (priority foreign country practices) を特定することになっている。

2005 年版の報告書では、61 개국・地域が対象となっている。

以下では、2005 年版報告書における日本に対する指摘事項の概要を紹介する。

### (1) 総評

日米の貿易投資に関する状況については、日本からの輸入の減少及び日本への輸出の増加による日米貿易赤字の減少や、株式ベースでの米国からの直接投資の着実な増加の傾向があることを指摘。また、規制改革や構造改革は経済の持続的な成長をもたらすものであり、そういった意味で現在打ち立てられている規制改革を加速化する方針については、成長に負の影響をもたらす要素を減じるとともに、米国企業のマーケットアクセスの増加をもたらすものとして、歓迎している。

### (2) 日米間の規制改革及び競争政策イニシアチブ

ブッシュ大統領と小泉総理によって 2001 年 6 月 30 日に立ち上げられた「規制緩和及び競争政策イニシアチブ」(改革イニシアチブ)は、同日合意された「成長に関する日米経済パートナーシップ」の 6 つの柱のうちの 1 つである。これは、1997 年から 4 年間にわたって行われてきた「規制緩和及び競争政策に関する強化されたイニシアチブ」(強化されたイニシアチブ)の成功裡の終了を受け、引き続き諸問題に焦点をあてるべく新たに設置されたものである。米国は、本イニシアチブの下で、米国のモノとサービスの市場アクセスを妨げる日本政府の法律、規制、行政指導やその他の措置の改革を求めている。

○分野別規制緩和：電気通信、情報技術、エネルギー、医療機器・医薬品、金融サービス、農業の各会合

○構造的規制緩和：独占禁止法と競争政策、民営化、商法の各会合

### (3) 輸入政策

#### ① コメ輸入制度

日本は、ウルグアイ・ラウンドでのコミットメントにもかかわらず未だ完全な市場アクセスを実現しておらず、米国はミニマム・アクセスの拡大、関税の引き下げ、消費者に届く米国産食用米の増加、米国産米の市場占有率の維持、価格設定と入札の透明性を高めるような輸入制度への転換、売買同時契約

(SBS)制度の改正について、WTOを基本的交渉の場としつつ二国間協議においても働きかけていく。

## ② 小麦輸入制度

日本は小麦輸入に際し食糧庁を通すよう義務づけており、食糧庁は輸入価格よりも高額で日本の製粉業者に販売している。この貿易歪曲性について改善を求めている。

## ③ 加工用とうもろこし

日本国内のコーンスターチ生産に関して、ポテトを一定比率以上加える基準を設けているため、輸入とうもろこしの消費を減らしており問題である。

## ④ 豚肉輸入制度

ウルグアイ・ラウンドで合意された日本の豚肉輸入制度は柔軟性に欠け、高関税やセーフガード制度等を有している。米国政府はWTO農業交渉を通じてこれらの撤廃とともに透明性確保を求めている。

## ⑤ 牛肉セーフガード

BSE(牛海綿状脳症)で落ち込んだ水準からの回復に対するセーフガードの発動は、その形式要件は満たしているとしても不適當である。日本国内の反対議員や消費者団体と連携しつつ、その中止を求めている。

## ⑥ 水産品

日本はいくつかの特定の漁種に対し輸入割当(IQ)を維持している。米国の輸出業者は、輸入割当の適用手続やその他の要素について引き続き懸念を有している。しかしながら、米国及びEUの勧告により、日本は輸入割当制度に大きな改良を加えている。

## ⑦ 牛肉、柑橘類、乳製品、加工食品の高関税

日本は上記を含め多くの食品について高関税を維持している。米国はWTO交渉において関税削減を対日優先課題とする。

## ⑧ 木材製品・住宅・建築材

日本における米国製木材製品の市場を拡張するため、米国は日本に、高関税の撤廃、及び、建築基準法、日本農林規格(JAS)の規定・基準の改正等を引き続き求めていく。

## ⑨ 海洋船舶

小型船舶に関する日本の安全規制は、透明性に欠け、市場アクセスを大きく阻害している。そのため、日米両政府の作業部会は2003年7月に、規制緩和に関する合意を行い、2004年8月には許認可を撤廃し、11月から施行した。引き続き国際標準にかなった規制体系となるよう求めていく。

## ⑩ 皮革・皮革製品

米国政府と皮革・革靴産業は、引き続き、皮革製品や革靴の輸入割当枠の撤廃を強く要求している。

## (4) 基準、試験、表示及び認証

### ① 牛肉

2003年12月に輸入牛のBSE(牛海綿状脳症)感染が発見されて後、日本は米国産牛肉の輸入を禁止した。2004年10月に両政府間で輸入再開のための枠組みが合意された。日本からの質問に対応済みであり、即時の市場再開を求めている。市場開放まであらゆるレベルで日本政府に働きかける。

### ② 建築規格、木材製品

日本における建築規格や木材製品に係る規制は透明性に欠け、建築資材の耐火性能評価の手続及びホルムアルデヒドの規制について重大な懸念を有している。

### ③ 生鮮リンゴの火傷病に係る検疫要件

米国は、生鮮リンゴを媒体とする火傷病伝染の理論上のリスクが微小であることを示す歴然とした証拠を提示しており、日本が緩衝地帯を廃止するか10メートル以内に縮小するとともに、樹木ごとの検査の義務付けを廃

止することを引き続き要求している。また、2002年3月1日に米国は本件の協議を要請することにより、WTO紛争処理手続を開始した。その結果、2003年12月10日に日本の措置はWTO協定に整合しない旨のWTO上級委の報告が採択された。更に2004年7月には履行パネルの設置を要求した。

④ 生鮮ジャガイモ

米国は引き続き、日本が生鮮ジャガイモの検疫リストからジャガイモシストセンチュウとジャガイモガンシユ病菌を除外することを要求していく。

⑤ バイオテクノロジー

米国は、日本が遺伝子組替え製品から作られている食品及び飼料、種子の表示義務拡大に向かっていくことに対し非常に懸念を有している。

⑥ 食品添加物

国連食糧農業機関（FAO）と世界保健機関（WHO）により安全と認められている食品添加物について、そうした加工食品の対日輸出が日本独自の基準によって妨げられていることがある。また、食品添加物としての収穫後の防カビ剤使用の拡大に関して、過度の規制を課しているとの問題もあるが、最近規制緩和の動きが見られない。

⑦ 飼料添加物

2002年8月に農林水産省は29の抗菌性飼料添加物禁止を発表したが、10月には禁止飼料添加物の内、人体に影響を及ぼすものに限るとした。これらは農業資材審議会の報告前に発表される等、透明性且つ科学的根拠が欠如しており、その指定見直しの検討プロセスに対して懸念を有している。WTO協定整合的な運用を確保するよう引き続き求めていく。

⑧ 栄養補助食品

日本は、栄養補助食品市場において自由化に向けた措置を講じているが、添加物、含有物に関する規制の更なる自由化を要請していく。

⑨ 鶏肉

日本は米国での鳥インフルエンザの発生に対してOIE基準よりも厳しい貿易制限措置を講じている。両国政府は検疫条件の改正に取り組んでいる。

(5) 政府調達

① 建設、設計及びエンジニアリング

2004年7月から始まった公共事業専門家会合での議論に沿って、談合防止の一層の強化、Construction Management (CM)、Project Management (PM)、混合入札等の増加等を要した。

(6) 知的財産権保護

① 特許

米国は、日本の特許行政に関し、裁判所での特許訴訟に比較的時間がかかること、証拠開示手続の順守を強制する効果的な手段がないこと、そして証拠開示により明らかにされた秘密情報に対する保護が十分でないこと、ビジネスモデルの保護の欠如など、いくつかの側面に懸念を持っている。これらの問題を解決するため、日本が多くの措置を講じていることを歓迎しつつ、引き続き日本の特許法の強化に共同で取り組んでいく。

② 著作権

プロバイダー責任制限 (ISP) 法は、現在の形では、インターネット上の権利者に対する保護等が不十分である。米国は、あらゆる機会を通じて、法の欠点について改善を求めていく。さらに、特にオンライン上の侵害率を更に下げる措置をとるよう日本に促したい。

映画作品の著作権を70年に延長したことについては国際基準に近づいたとして肯定的に評価しているが、映画作品を含むその他の著作権についても引き続き保護期間延長を要求していく。

### ③ 商標

2000年3月のマドリッド・プロトコル批准に備えて日本が可決した法案には、いくつかの有用な措置が含まれている。2000年1月1日より、日本は受理された商標出願の公開制度の導入を開始し、2000年3月14日より、商標権者は当該商標の出願から登録までの期間の損害賠償を受けられる。しかしながら、周知商標の保護が弱いことは遺憾。周知商標の保護範囲見直しの動向を今後も注視していく。

### ④ 地理的表示

TRIPS協定22条から24条において、地理的表示と商標との関係について規定することを求められているが、地理的表示悪用防止のための法的措置や、商標と地理的表示の間の対立を解決するための法的措置が日本において整備されているかは不明である。米国はさらなる情報を期待している。

### ⑤ 営業秘密

日本においては、営業秘密に関する裁判所での審理が公開されていることなど、営業秘密の保護が未だ不十分であることを懸念し、米国は引き続き日本が更なる改革を実行するよう強く働きかけていく。

### ⑥ 水際規制

米国は、水際での知的財産権侵害に対し、外国の知的所有権保有者が日本の税関当局の保護を受けやすくなるよう、出願から検査及び差し止めに至る手続きを改善することを求めている。2004年には日本の水際措置が強化されたが、米国はさらなる改善及び強化を求

めていく。

## (7) サービスに関する障壁

### ① 保険

2001年以来、日本において、銀行による長期火災保険、海外旅行者損害保険、財形貯蓄等の販売が逐次認められてきた。更に適用対象となる保険の範囲を広げるべく、業界と協力しつつ、引き続き要請する。また、近年の保険会社の破綻に伴い、特に生命保険契約者保護機構(Life PPC)への負担金の更なる増額が懸念される。現行のLife PPCのシステムが失効する2006年3月末までに、法的措置を含めた日本の更なる対応について要請するとともに、政策決定における透明性を要請していく。

また「郵政民営化の基本方針」が民間企業と競争条件を対等にすること、及び、新契約については政府保証を廃止することを提案していることは、米側の一貫した主張に沿うものであり、歓迎している。

### ② 専門職業サービス

専門職業サービスを行うにあたり、法律、規制や商業慣行の観点からの複雑なネットワークが米国や他の外国企業による提供の妨げになっている。特に、会計・会計監査、法律、医療、教育サービスのアクセスの改善を求める。サービスの利用可能性を拡大することは、対日直接投資の増加の重要な要素である。

## (8) 投資に関する障壁

世界第2位の経済規模にもかかわらず、総生産に対する対外直接投資の比率はOECD諸国のどの国よりも低い。日本政府は対外直接投資の重要性を認識し、5年間で2倍の投資額の目標を設定した。近年、国際的なM&A契約に対して三角株式交換を可能とするなど対外直接投

資に対する環境が改善されたことを評価しつつ、更なるルールの改善に向けた取り組みを促したい。特に、国境をまたがる M&A は、対外投資家に対する保守的な態度、金融の透明性や経営技術の開示の欠如、さらに能力のある弁護士や監査役の欠如により困難となっている。

日米投資イニシアチブが 2001 年に設置され、必要な日本市場での基礎的な経営ルールの見直しや対外投資の包括的な環境向上に焦点をあてた議論を行っている。

### (9) 反競争的な慣行

反競争的な慣行や独占禁止法の施行に関しては、規制改革のセクションをはじめとする報告書の他の章において掲載。また、不当景品類および不当表示防止法について、景品や販売促進の方法について過度な制限を課している。さらに、民間セクターで定められた販売促進に関する追加的な規定があり、活発な競争を阻害している。

### (10) 電子商取引

米国は、2004 年 10 月の規制改革提案において、消費者の信頼と民間部門での電子商取引の促進に関する勧告を行った。更に、民間部門による自己規制や紛争処理を支援し、電子商取引を規定する法律が技術的に中立で、既存の国際規制に整合的なものとなることを確保するよう促す。引き続き、規制改革イニシアチブの下の IT 作業部会にて議論していく。

### (11) その他の障壁

#### ① 航空宇宙

商業用航空機市場は一般に外国系企業に対して開かれたものとなっているが、軍用航空機については、一般的に日本産を嗜好している。また、宇宙計画について米系会社の商業

的機会の拡大が促進されることが必要。

#### ② 自動車・自動車部品

自動車及び同部品の日本市場の開放は、引き続き米国の重要な目標である。日本の自動車市場へのアクセスは、引き続き、過度に制限的な規制、ルール策定にあたっての透明性の欠如及び競争法の実施の冷え込みにより妨げられており、北アメリカ製の自動車と部品の日本での販売量が落ち込んでいることに失望している。2003 年に開催された日米両国による「日米自動車協議グループ (ACG)」では、両国から提出された貿易と経済に関するデータに基づき産業の現状を議論するとともに、懸念解消のため必要な措置等（更なる規制緩和、透明性の向上、競争法の積極的適用等）について議論した。

#### ③ 民間航空

1998 年の合意により、米航空運送の市場アクセスはかなり改善されたが、引き続き高い空港使用料や航空権に係る規制などがある。両国間での更なる自由化を目指し数回の協議を開催したが何ら進展はなく、2004 年末に行われた協議では次回の協議日程を決められなかった。競争や市場アクセスの促進を可能とする民間航空の国際政策に沿って、更なる自由化を求めていく。

#### ④ ビジネス航空

首都圏の空港等における空港容量の制約、高い着陸料、商用航空同様のルールの適用により、ビジネス航空が普及していない。地方空港での事前通知期間の短縮等の短期的取組、2009 年の羽田空港の滑走路増設等の首都圏の空港容量拡大のための長期的取組は評価するも、現状の規制の見直しが必要である。

#### ⑤ 電気事業

非燃料事業部門の真の競争環境の導入を引き続き強調したい。日本は発電コストの削減

を効果的に行っており、米国は年間約3億8500万ドル分の電力を輸出しているが、障壁が除かれると約5億5000万ドルに増加するものと見込まれている。また、外資系企業は、日本の公益事業の基準認証制度に関する障壁に直面している。

#### ⑥ 自動二輪車

日本は、高速道路での自動二輪車の2人乗り走行（乗客を乗せた走行）の禁止措置を2004年に撤廃した。米は強くこれを支持し、実施状況を注視する。

#### ⑦ 海運及び貨物

海運サービスに関して米国は長期間、制限的で非効率、差別的な制度に直面してきた。新規事業者に対する過度な負担や費用を軽減

するため、港湾運送事業法の改正が行われたが、この改正が港湾事業に及ぼす影響について今後も調査を行うとともに、港湾部門での規制緩和を加速化させることを求める。

#### ⑧ 鉄鋼

米国鉄鋼業者は、日本の鉄鋼業界は、調整された生産、価額そして市場割当により反競争的なプラクティスを行っていることを懸念してきた。2004年のOECDハイレベル鉄鋼会合では、日本は建設的に二国間協議に参加してきた。2004年6月のOECDハイレベルグループは補助金規律強化目標を再確認し、二国間や複数国間での協議に集中シフトすることを決定し、2005年にハイレベルグループが再度集まることとなった。

### 3. EUのマーケットアクセス・データベース（日本部分）の概要

(注) 「EUマーケット・アクセス・データベース」

欧州委員会貿易総局がホームページ上で、モノとサービスの市場アクセス状況に関して情報提供を行っているもの。逐一改訂されている。

なお、以下の概要は、2006年2月28日現在、ホームページに掲載されている情報を基にしている。

#### (1) 農水産業

- ・栄養ドリンクがビタミン含有健康補助剤として分類されるため、医薬品に類するものとして扱われている。その結果、容量が100ミリリットルに制限されるなど通常の食品として扱えないことは貿易障壁である。
- ・切り花の輸入に際し燻蒸消毒・保管・保冷のコストが他国に比べて高すぎる。競争のための環境改善は、EUの輸出業者のコストダウンにつながる。

- ・牛肉製品の輸入規制（BSE）について、日本は2004年規制改革対話にて交渉を始めることを受け入れた。EUは2005年夏に日本食品安全委員会に対し、米国やカナダだけでなくEUについても輸入再開に向け調査を開始するよう要請した。
- ・蒸留酒についての日本の定義は国際標準に合致しない。国際標準に合致した定義を導入することを期待する。
- ・その他、ベルギーからのトマト・ピーマンの輸入禁止、スペインからの日用品の輸入禁止、豚肉の豚コレラに係る輸入制限、切り花の検疫制度、競走馬のレース出走規制等について指摘している。

#### (2) 化学品

- ・化粧品に係る規制が煩雑かつ不公平なため、新たな原料や製品を導入するのが困難であ

り、かつコストがかかる。日本は国際的な慣行にならった新たな制度を導入するなど、幾つかの進展があったが、引き続き原料のネガティブリストがEUのそれと著しく異なるとの問題がある。またEUでは化粧品として分類される製品が、化粧品に「類するもの」とされている。

- ・EUからの薬品の輸出に際し、既に類似のテストが欧州で実施されているにも拘らず、日本における臨床試験の手續に時間がかかりすぎる。

### (3) 電子機器

日本市場は欧州の医療器具製造者が多大な関心を有しているにも拘らず、例えばMRスキャナーについて、日本以外のMR製造者が既に導入している3 Teslaの承認が下りないなどの問題がある。欧州のMRI企業は既にその他の市場で販売している製品の許可を日本で得ることについて、時間がかかりすぎるとしている。

### (4) 医薬品

日本では新薬の申請に際して、日本人の新陳代謝の特性を考慮した医学データを追加的に提出しなければならないことなど、欧州の産業界は手續の煩雑さに懸念を有している。

### (5) サービス（電気通信、金融）

- ・電気通信サービスについては、独立規制機関の不在、不正な競争条件確保のためのセーフガード、差別的な相互接続手續、不透明なユニバーサルサービスなど、日本の規制と参照文書との関連について疑問がある。
- ・保険サービスについては、最近の外国企業による合併にも拘らず、そのシェアがまだ僅かであるなどの問題がある。

### (6) 皮革

日本は1986年以来、三種の皮革及び革靴について関税割当を適用している。マルチでの交渉を通じ、日本の皮革の輸入制度の自由化に尽力している。

---

## 4. 中国の国別貿易投資環境報告書（日本部分）の概要

---

(注)「中国の外国市場アクセス報告書」とは

中国商務部が2003年より年に1回発行している報告書で、22の貿易相手国<sup>(※)</sup>について、(1)二国間貿易関係、(2)相手国の貿易投資制度、(3)相手国の貿易障壁の三部構成により、概説したものである。

なお、以下の概要は、我が国の貿易障壁に係る2005年版の記述をまとめたものである。

(※) アルゼンチン、エジプト、オーストラリア、ブラジル、ロシア、フィリピン、韓国、カナダ、マレーシア、米国、メキシコ、南アフリカ、ナイジェリア、EU、日本、サウジアラビ

ア、タイ、トルコ、ニュージーランド、インド、インドネシア、ベトナム

### (1) 関税および関税管理措置

2004年における日本の関税水準は2.4%であるが、80%以上の農産物及び水産物には関税が賦課されており、その殆どの税率は15%以上となっている。ウーロン茶に対する17%の関税率は、明らかに中国に対する差別的措置である。また、加工の段階に従って関税の引き上げがみられ、中には原材料と最終製品の関税率の差が30%から40%ある産品もみられる。さらに、農

水産関連品 18 品目、皮革と革靴の 2 品目については関税割当を実施している。その上、従価課税と従量課税を併用する状況が多く存在しており、このことが関税率の計算の複雑さを増している。さらに、年々優遇関税措置が受けられる製品を減少させている。

## (2) 輸入規制

絹織物の輸入に係る数量制限は、約束どおり撤廃されることを期待。米の入札制度については、輸入枠の大部分は政府が直接指定した国に割り当てられていること等により、日本市場における中国米の競争力が弱められている。また、のりについては日本に対する貿易障壁調査を終了したところであり、日本向けののり輸出が早期に正常化することを期待している。

## (3) 通関段階での障壁

生鮮品の通関が頻繁に遅延するため、大きな損害が発生している。

## (4) 技術的な貿易障壁

中国では健康増進食品とされるものの多くが、日本では薬品とみなされ、輸入と販売に係る厳しい規制を受けている。また、伝統的な中国薬品の多くは、処方箋として分類されないため保険が適用されず、不合理な動植物検疫の対象となることもある。また、原産地について頻繁に検査を行う日本の当局や、中国産農産品の残留農薬を誇張する日本のメディアは、多くの日本の消費者に対して中国の農産物は安全でないという誤った印象を与えており、対日輸出の大きな障害となっている。さらに、化粧品類の輸入は、健康、衛生、包装及び表示に関する厳しい検査・承認手続の対象となっている。

## (5) 衛生と植物衛生措置

中国は日本にとって 2 番目の農産物と食品の供給国であるが、中国から輸出された農産物について、日本の当局は不必要な検疫措置を実施している。具体的には、① 2003 年 5 月改正の食品衛生法に基づく「ポジティブリスト制」、② ほうれん草のクロルピリホス最大残留量、③ ウナギ蒲焼に対するノルフロキサシン検査、④ 日本で承認されている食品添加物の範囲、⑤ 検疫当局による検疫作業量の上限定定、⑥ 検査・検疫手続における設備等の不足、⑦ 薫蒸処理に係る検疫官の裁量、⑧ 鳥インフルエンザ対策、⑨ 偶蹄目熱処理企業の登録、⑩ 食品衛生法に基づく義務的検査、⑪ 植物検疫、⑫ サイクラミン酸ナトリウムの含有禁止、⑬ 食品衛生法施行令改正に基づく動物疾病リストの追加、⑭ 病原体媒介可能性のある動物の輸入に係る通知制度である。

## (6) 貿易救済措置

中国の貿易相手国の中で、日本はセーフガード調査を減多に開始しない数少ない国であるが、日本が行った調査は中国の重要品目を含み、貿易量に大きな影響を与えた。また、近年、中国は多くの場において、日本が調査を開始するかもしれないという警告を受けている。日本ができるだけ早期に、中国の市場経済地位を認めることを希望する。

## (7) 輸出規制措置

2002 年以降、日本は「キャッチオール規制」という安全保障輸出管理制度を実施しているおり、何ら決定的な証拠なく 14 の中国企業を輸出管理の対象となるリストに入れている。また、外国為替令が規定する技術供与制限対象は幅広く、許可まで長い時間を要することが多い。

### (8) サービス貿易障壁

国際入札は僅かな建設プロジェクトにのみ実施されており、施工期間、技術水準、人員の面で厳しい要件が課されている。また、日本政府は中国系の貨物輸送会社に船荷証券の発行を認めておらず、最恵国待遇と相互主義の原則に反している。さらに、外資銀行の支店の預金は、日本の預金保険の対象となっていない。商用ビザの発行についても、効率性と透明性の改善を求める。

### (9) 知的財産の保護

良質の種苗の流出を防止し国内の農業を保護するため2003年6月に種苗法が改正されるとともに、栽培者の権利を侵害すると判断された農産品の輸入を禁止できるよう関税定率法の改正がなされた。中国は、この改正法の実施が農産品貿易に与える影響を大きく懸念している。

### (10) その他

中国系企業の中国人従業員は、日本でも社会保障と年金保険に加入しなければならない。また、中国人従業員が雇用期間終了前に帰国した場合には、納めた年金は返済されないこととされている。中国は、日本が関係規則を改正することを希望する。

#### <各報告書の HP アドレス>

##### ○米国

- ・ NTE report: National Trade Estimate Report on Foreign Trade Barriers  
<http://www.ustr.gov/>

##### ○EU

- ・ EU Market Access Database  
<http://mkacddb.eu.int/cgi-bin/stb/mkstb.pl?action=countries>

##### ○中国

- ・ Foreign Market Access Report  
<http://gpj.mofcom.gov.cn/aarticle/z/ab/200504/20050400032062.html>